

平成 30 年度 大阪府クールスポットモデル拠点推進事業の審査基準について

1 審査の考え方

申請のあった事業について、大阪府環境審議会環境・みどり活動促進部会運営要領第 2 及び大阪府クールスポットモデル拠点推進事業補助金交付要綱第 7 条の規定により、大阪府環境審議会環境・みどり活動促進部会において審査を行い、その結果に基づき大阪府が予算の範囲内で事業者を決定するものとする。

2 審査基準

本補助金が、「民間事業者の知識やノウハウ等を活用し、屋外におけるクールスポット創出の見本となる優れた取組を公募し、助成するもの」という目的であることから、申請のあった事業を下記の基準で評価する。

評価基準

- ① 整備する設備等の内容が暑熱環境の改善効果について十分期待できる設備や緑化となっているか。涼しさを感じる空間となっているか。
- ② 事業実施場所は人が利用しやすい場所か。また、その周辺環境からクールスポットづくりにふさわしい場所か。人が利用したくなるデザインとなっているか。
- ③ 他の場所におけるクールスポット創出への波及や府民への PR 効果が期待できる計画となっているか。
- ④ 温度等の測定やアンケート調査等により、事業効果を的確に把握できる計画となっているか。
- ⑤ 使用する設備等が省エネや地球温暖化対策に配慮した計画となっているか。

3 審査方法

- (1) 本事業の審査に当たっては、申請者からの事業計画内容等のプレゼンテーション及び部会委員からの質疑等を実施し、その内容を踏まえて行う。
- (2) 審査は上記基準に基づき、応募のあった事業について次の項目ごとに評価を行う。

審査項目	評価の基準	配点
①暑熱環境の改善効果 (整備する設備等)	・整備する設備等の内容が暑熱環境の改善効果について十分期待できる設備や緑化となっているか。 ・涼しさを感じる空間となっているか。	30
②集客効果 (事業実施場所、集客性、デザインその他の集客の工夫等)	・事業実施場所は人が利用しやすい場所か。また、その周辺環境からクールスポットづくりにふさわしい場所か。 ・人が利用したくなるデザインとなっているか。	30
③波及・PR 効果 (他の場所への普及、PR 方法等)	・他の場所におけるクールスポット創出への波及や府民への PR 効果が期待できる計画となっているか。	20
④事業効果の把握 (効果の把握方法)	・温度等の測定やアンケート調査等により、事業効果を的確に把握できる計画となっているか。	10
⑤省エネの取組 (電気、水等の使用)	・使用する設備等が省エネや地球温暖化対策に配慮した計画となっているか。	10
評価点合計		100

- ・審査にあたっては、大阪府環境審議会環境・みどり活動促進部会出席委員による審査を踏まえ、部会としての評価点を決定し、原則として高得点の事業から予算の範囲内で採択する。同点となった事業については部会の審議により順位を決定する。
- ・審査の結果、部会としての評価点が 60 点未満となった事業は原則採択しないものとする。また、委員に対して不正行為目的の接触を行った団体の事業については審査対象から除外することとする。